（発送センター等共同設置用）

使用関係証書

下記のとおり、使用関係にあることを証します。

記

１　勤務場所の名　称

　　　　　　　所在地

２　勤務時間　　　　　　　時間／週

３　休　　日

４　管理者の場合、他の勤務地において薬事に関する業務に従事しない

　　　　　　年　　月　　日

使　用　者　住所

氏名

使　用　者　住所

氏名

被　用　者　(営業所管理者)

住所

　　　　　　　　　　　氏名

枚方市長　様

**（共同で設置した発送センターにおける兼務について）**

１．適用範囲

複数の高度管理医療機器等販売業者及び貸与業者が共同で設置した発送センターにおいて、実地に管理を行うことができ、管理等の業務に支障を来さない場合には、当該複数の高度管理医療機器等販売業及び貸与業の営業所に係る管理者を同一人が兼務することを認める。

なお、この場合、法第３９条の２第２項において規定する「その営業所以外の場所」で業として営業所の管理その他薬事に関する実務に従事する場合には当たらないものであること。

（令2.12.25付け事務連絡、平7.12.28付け薬発第1177号通知を準用）

２．申請、届出方法等

　　　 複数の高度管理医療機器等販売業者等と使用関係にあることを証する書類（別添の使用関係証書）を許可申請時または営業所管理者の変更届出時に添付してください。また、申請書・届書の備考欄に「営業所管理者の兼務（発送センター）」と記載してください。